



243-1682
平成29年9月7日

各介護保険事業所管理者 殿

宮崎県長寿介護課長
(公印省略)

介護支援専門員の登録の消除事案の発生等について

本県の福祉保健並びに介護保険行政の推進につきましては、日頃より御理解と御協力を賜り心からお礼申し上げます。

今回、本県において、介護支援専門員が介護サービス計画について利用者又はその家族に説明し、同意を得ていないにも関わらず、自ら署名・押印を行い、同意を得ているかのように虚偽の記載をしたことが明らかとなったため、介護保険法第69条の39第2項第1号の規定により登録を消除いたしました。

このほか、介護報酬の不正請求や介護サービス計画に要介護者の自立支援とは無関係に不必要なサービスを位置づける行為等は、介護支援専門員の信用を失墜することとなります。

また、一昨年度には介護支援専門員証の有効期間を過ぎて介護支援専門員として勤務していたとして登録を消除した事案も発生しております。

つきましては、介護支援専門員のみならず、管理者の皆様におかれましても従業員の業務管理、資格管理について徹底してくださるようお願いいたします。

長寿介護課 居宅介護担当
TEL 0985-26-7058
FAX 0985-26-7344